

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市立小・中学校の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月7日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年7月4日

2 監査の対象及び方法

この監査は、小・中学校（上溝小学校、星が丘小学校、相原小学校、清新小学校、鶴の台小学校、田名北小学校、もえぎ台小学校、夢の丘小学校、湘南小学校、広陵小学校、串川小学校、藤野南小学校、大野北中学校、谷口中学校、中央中学校、串川中学校、内郷中学校、藤野中学校）において、平成25年度（平成26年5月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 物品等の管理に関する事務
- (3) 施設の維持管理に関する事務

3 監査の結果

(1) 注意事項

ア 相原小学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、プール薬剤の管理において、納入された薬剤の一部で、プール薬剤在庫管理簿に記載が行われていなかった。

今後は、プール薬剤の保管状況等を定期的を確認し、納入数や使用記録の在庫管理簿への記載を徹底するよう注意する。

イ 田名北小学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、プール薬剤の管理において、納入された薬剤の一部で、プール薬剤在庫管理簿を作成していなかった。

今後は、在庫管理簿を作成し、適正な管理を徹底するよう注意する。

ウ 谷口中学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、中学校課外活動助成金の執行において、預金口座から、必要の都度、現金を引き出すことなく、長期間立替払が行われていた事例が見られた。

今後は、適宜、預金通帳で現金管理を行うとともに「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、出納について適正な事務執行が行われるよう注意する。

エ 中央中学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、理科薬品の管理において、劇物である薬品の一部で、薬品管理カードの日付の誤りにより購入した薬品の特定ができなかった事例や、薬品管理カードに使用量や残量などの使用経過の記載がない事例が見られた。

今後は、薬品管理カードへの記録を徹底し、薬品の適正な管理を行うよう注意する。

オ 串川中学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、学校教育研究委託事業において、予算執行票の決裁を受けることなく支出している事例が見られた。

また、中学校課外活動助成金の執行において、預金口座から、必要の都度、現金を引き出すことなく、長期間立替払が行われていたものや、立替払記録簿への記載がない事例、預金口座に入金せず学校内で長期間現金を保管していたものなど、預金通帳による管理が行われていない事例が見られた。

今後は、金銭出納簿等の各帳簿への記載を適切に行い、適宜、預金通帳で現金管理を行うとともに「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、出納について適正な事務執行が行われるよう注意する。

カ 藤野中学校の物品等の管理に関する事務を調査したところ、中学校課外活動助成金の執行において、預金口座に入金せず学校内で長期間現金を保管していた事例が見られた。

今後は、適宜、預金通帳で現金管理を行うとともに「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、出納について適正な事務執行が行われるよう注意する。

(2) 意見

各中学校においては、現金管理について、「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づいて、適正に管理すること。特に、助成金等の予算の執行では、予算執行票及び関係帳簿の記載内容を精査・確認するなど適正な事務執行をすること。

また、理科薬品の管理については、「校内薬品取り扱い規程」に基づき、薬品使用記録の薬品管理カードへの記載及び保管状況等の定期的な確認を徹底されたい。

(3) 各小・中学校におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。